

職員の懲戒処分に関する処分について①

1 審議した会議（開催日）

令和5年度3月定例教育委員会（令和6年3月13日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり免職とする案の説明があった。

校内において、女性保護者の体を触るなどのわいせつな行為を行った西臼杵郡の小学校臨時的任用講師の免職。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、臨時的任用講師任用の際の基準について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分に関する処分について②

1 審議した会議（開催日）

令和5年度3月定例教育委員会（令和6年3月13日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり戒告とする案の説明があった。

普通乗用自動車を運転中、制限速度60 km/hのところを100 km/hで走行したため、速度違反自動取締装置（オービス）に測定・撮影され、40 km/hの速度超過で検挙された県北地区の小学校主事の戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 特になし

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。